

### 【訂正とお詫び】

本書91頁の問題46(5)の事例において成立する犯罪は「横領罪」であるため、「窃盗罪」が成立するとしている本枝は「誤り」の枝ということになります。したがって、問題46の正答は(1)と(5)の2つとなります。ここに(5)の解説(92頁)を以下のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

### 【訂正前】

- (5) レンタカーは、契約においてある一定期間に限りその自動車及び附属機械を使ってよいとしているものであって、本来の占有はレンタカー所有者にあり、付属品の処分まで認めたものでないことから窃盗罪で問擬すべきである。



### 【訂正後】

- (5) レンタカーの車内に設置されているカーステレオ等の附属品は、もともとレンタカー利用者の利便に供するために設けられたものであって、通常、レンタカーの賃貸借契約によって、レンタカーを借用する者であれば、誰でもこれを自由に利用できるものであるから、これらは、そのレンタカーを事実上支配している者の包括的占有に帰属することとなり、売却目的でこれを取り外す行為は、横領罪を構成する（岡山地判昭46.2.19判例時報642号82頁）。